

# 古くなった 木造住宅の **除却費用** を **最大40万円** 助成します!

## 老朽木造住宅除却助成

道路が狭く、古い木造住宅が多く残る木造住宅密集地域では、地震のときに建物が壊れて道路をふさいだり、燃え広がったりするおそれがあります。名古屋市では、こうした地域の防災性と住環境の向上を図るために支援をしていきます。



### 対象建物の主な要件

- ・対象地区(裏面に記載)内にあるもの
- ・昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅
- ・居住の用に使用しているもの

### 助成金額

- ①と②のうち、低い額の1/3を助成(上限額40万円)
- ①対象建物を除却する費用
  - ②対象建物の延床面積×9,600円/m<sup>2</sup>

### 手続きの流れ



※1:助成要件等の確認のため事前相談が必要です。

※2:申請の締切は1月末日になります。

※3:交付決定前に除却工事に着手すると助成の対象となりません。

※4:除却後の固定資産税・都市計画税の取り扱いについては、その物件を担当する市税事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ先

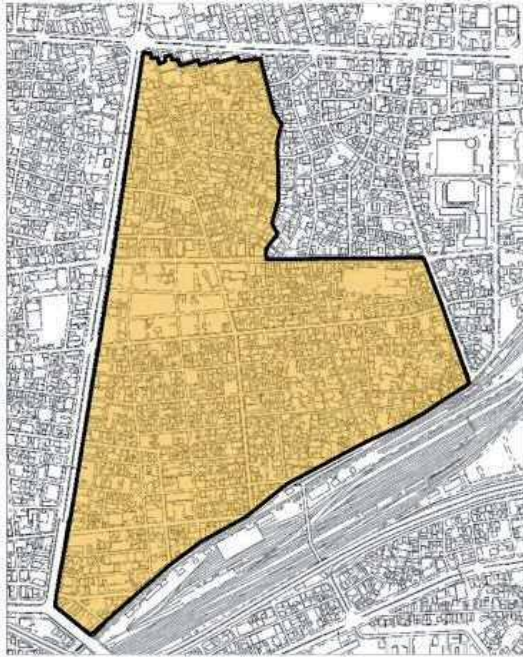
名古屋市 住宅都市局 市街地整備課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(市役所西庁舎)

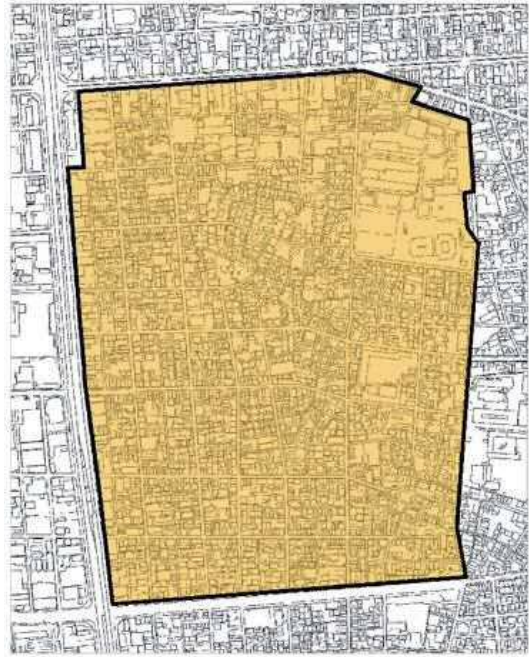
TEL. 052-972-2759 FAX. 052-972-4163

## 対象地区

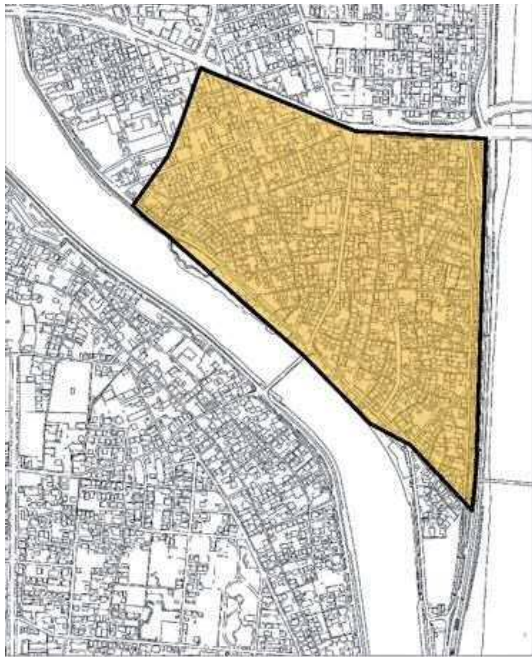
米野地区(中村区)



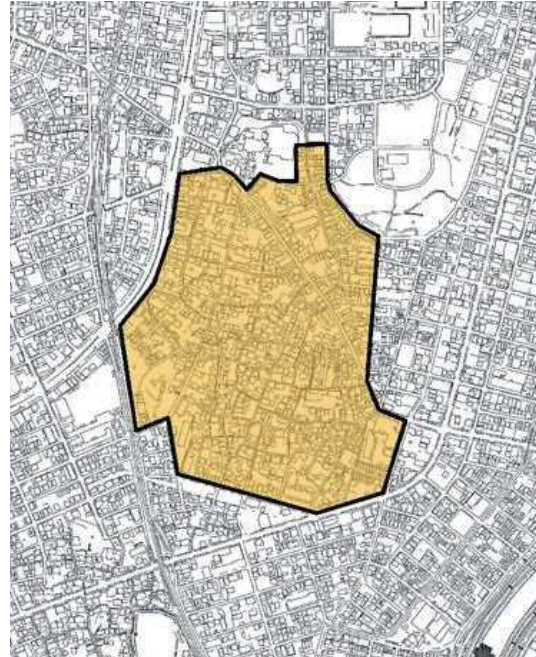
御劔地区(昭和区・瑞穂区)



下之一色地区(中川区)



笠寺地区(南区)



米野地区、御劔地区については以下の事業も行っていきます

### 生活こみち整備促進事業

狭い道路に面した建物を建替える時等にできる後退用地を、一般の方が通れる通路として整備する場合、その整備費用等の一部を助成する事業です。

